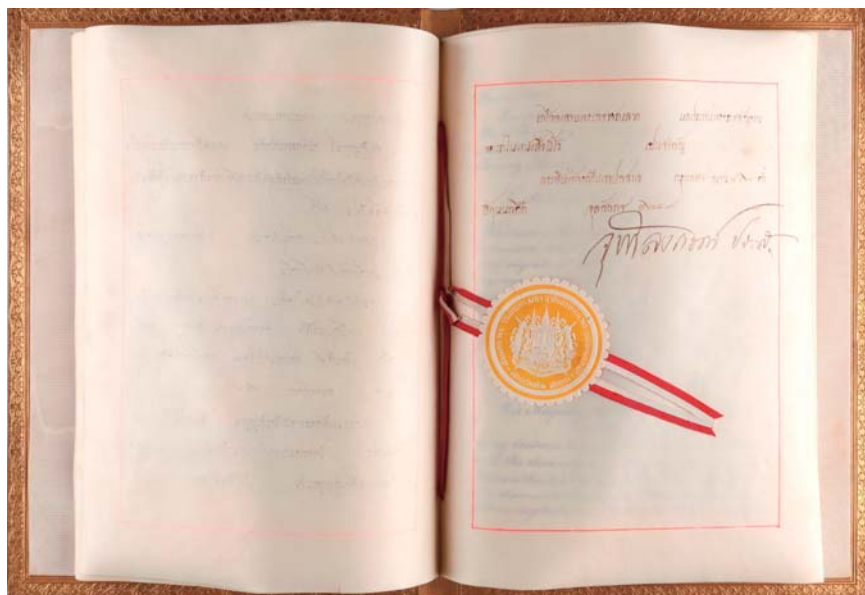
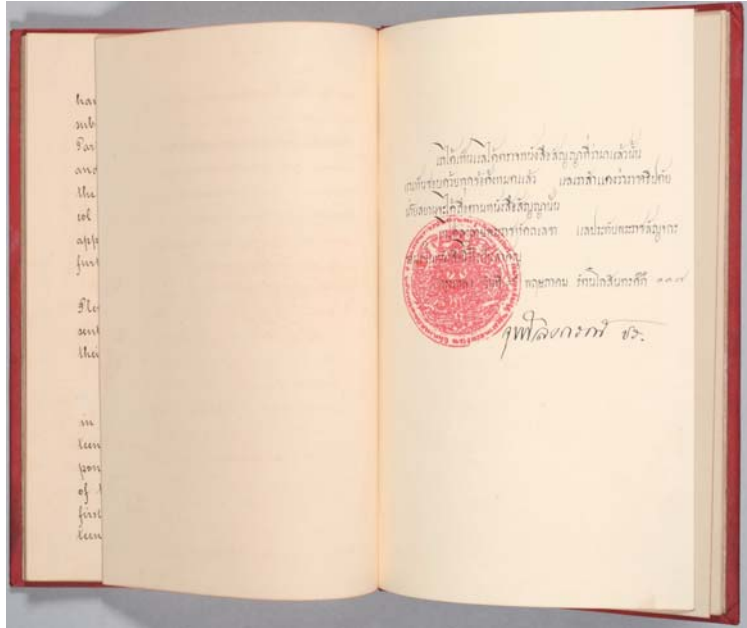


修好通商に関する日本国暹羅国間の宣言（調印書）



修好通商に関する日本国暹羅国間の宣言（批准書）



日本暹羅修好通商航海条約（批准書）

一八八七（明治二〇）年七月、シヤム国王チュラーロンコーンの命を受け、国王の弟であるテーワウォン外務大臣が修好条約商議の全権委任状を携えて来日し、日本に修好の意志を伝えた。

これに対し、日本政府は青木周蔵外務次官を全権委員として交渉にあたらせ、同年九月二六日、東京において、「修好通商に関する日本国暹羅（シヤム）国間の宣言」が調印された。本宣言によって、日本とシヤム（タイ）の間に外交関係が開設され、相手国への外交官派遣、領事の設置が取り決められた。

その後、一八九七年、初代在シヤム公使として、稲垣満次郎がバンコクに赴任し、翌一八九八年二月二五日、稲垣公使とテーワウォン外務大臣により、「日本暹羅修好通商航海条約」が調印され、両国間の通商等について定められた。

二〇一七年は、日本とタイの国交樹立一三〇周年の節目の年であった。これを記念して、外交史料館では、特別展示「日本とタイ―国交樹立一三〇年―」を開催した（詳細は本号掲載の同特別展示記事参照）。